「思想・良心の自由」と「国家の信条的中立性」 (一): 「君が代」訴訟に関する裁判例および学説の 動向から

渡**辺,康行** 九州大学大学院法学研究院

https://doi.org/10.15017/10702

出版情報:法政研究. 73 (1), pp. 1-44, 2006-07-31. 九州大学法政学会

バージョン:

権利関係:

五

生徒の「思想・良心の自由」(以上、本号)

匹

教師の

「思想・良心の自由」

三

前提的な問題、あるいは論じないこと

三つの「君が代」訴訟

はじめに

思想・良心の自由」と

「君が代」訴訟に関する裁判例および学説の動向からし

渡 辺 康

行

1 (73-1-1)

日の丸」「君が代」は、 戦後日本において、 長年に渡り政治的、 社会的な論争の的となってきた。 それがとりわけ学

校教育の場で先鋭な形で現れたことも周知のとおりである。

た① に、 学校があるので、 八九年に告示された学習指導要領では、「入学式や卒業式などにおいては、 童に対してこれらの祝日などの意義を理解させるとともに、国旗を掲揚し、君が代をせい唱させることが望まし いう規定が登場した。 九五八年に告示された学習指導要領のなかで、 国歌を斉唱するよう指導するものとする」とされた。さらに一九九九年には、「国旗・ その適切な取扱いについて徹底すること」という通知を各自治体の教育委員会委員長宛に出す。 一九八五年に、 文部省は、「入学式及び卒業式において、 はじめて、「国民の祝日などにおいて儀式などを行う場合に その意義を踏まえ、 国旗の掲揚や国家の斉唱を行な 国歌 国旗を掲揚するととも 法 が ~制定• 施行され わな は درا <u>ل</u> ح 一 九 児

自由 る。 れるようになる。 のは、 このような過程のなかで、「日の丸」「君が代」 と「国家の信条的中立性」という要請にかかわる問題について若干の考察を行う。 学校の行事に際して、 本稿は、そのような裁判例のなかから、 教職員や生徒が公権力によって「君が代」に起立・斉唱などを強制されるという場面であ の強制に反対する教師や市民などが裁判で争う事例も少なからず見ら よく知られた三つの事例を素材としながら、 本稿が主として着目してい 「思想·良心

て、日本の基本権判例を読み返そうという注目すべき研究動向が存在する。 ている。「君が代」と「思想・良心の自由」にかかわる問題は重要な社会問題となっているだけに、 ところで、 近年、 「保護範囲 ・侵害・正当化」という、 ドイツにおける基本権ドグマーティクの 本稿もこのような研究動向と関心を共に 論 近年きわめて多く 証 図式」 を用

としながら、

憲法学にとっての意義を検討しようとする私の問題関心に基づく研究の一部をなすものでもある。

リベラリズムの中心的概念の一つである「国家の中立性」に関して、

具体的な事例を素材

また、このような考察は、

うことについても、論及したい。このような本稿の作業は、 記の問題を考察するためにどこまで、そしてどのように有効性をもつ枠組みなのか、 関する錯綜した裁判例と学説の状況を整理し、 0 ろうが、 さらに第三に、「日の丸」「君が代」をめぐる賛否の議論の背景には、 |論稿が公表されているが、 「君が代」訴訟のなかでもう一つの鍵概念として援用されることがある「国家の信条的中立性」 しかし様々な理論構成を比較の秤に乗せてみることは全く意味のないことでもないだろう。 本稿は、 この「保護範囲・侵害・正当化」という「論証図式」を道具として、この問題に 何が対立点なのかを明確化することを第一の目的としている。 多くの訴訟が係属中のこの問題にとって迂遠なものでは いかなる国家観なり憲法理論が存在するの という点につい という要請 ても また第二 かとい は、上

- (2) 二〇〇三年段階における裁判例の一覧として、成嶋隆「日の丸・君が代をめぐる裁判例について」季刊教育法一三七号 日の丸・君が代の強制」法と民主主義二四一号(一九八九年)二〇頁以下。 文献は数多いが、さしあたり、田中伸尚『日の丸・君が代の戦後史』(岩波書店、二〇〇〇年)、浪本勝年 お ける
- 態とこれをめぐる訴訟の経過」日本教育法学会年報三四号(二〇〇五年)九一頁以下、宮村博 る。大川隆司『国旗・国歌と「こころの自由」」(高文研、二〇〇四年)、澤藤統一郎「都立高における『日の丸・君が代』強制の実 ○三年)一○一頁以下。最近では、国旗・国歌に対する起立・斉唱・伴奏義務の不存在確認を求める訴訟という形式が注目されてい 代』強制攻撃と不服従の様相」世界七五三号(二〇〇六年)九七頁以下。 「新段階迎えた東京都 『日の丸・君
- 3 下、同「法制度の本質と比例原則の適用」LS憲法研究会編『プロセス演習憲法〔第二版〕』(信山社、二〇〇五年)二七〇頁以下、 松本和彦『基本権保障の憲法理論』(大阪大学出版会、二〇〇一年)、同「基本権の『保護領域』」小山剛・駒村圭吾編 憲法』(弘文堂、二〇〇五年)九四頁以下、石川健治「営業の自由とその規制」高橋和之・大石眞編『憲法の争点〔第三版〕』 基本権の構成要件について」藤田宙靖・高橋和之編 一九九九年) 一二八頁以下、 同「憲法解釈学における『論議の蓄積志向』」法律時報七四巻七号(二〇〇二年)六〇頁以 『樋口陽一先生古稀記念・憲法論集』(創文社、二〇〇四年) 一七三百 『論点探

五五巻五号(二〇〇六年)一二七頁以下。ドイツにおいても日本においても、 以下、宍戸常寿「『憲法上の権利』の解釈枠組み」安西文雄ほか『憲法学の現代的論点』(有斐閣、二〇〇六年)二〇三頁以下、 また、ドイツにおける最近の判例・学説の動きについては、 丸山敦裕 「情報提供活動の合憲性判断とその論証構造」 議論は詳細化されつつあると共に難解となっている 阪大法学

本稿は最も原初的な三段階の「論証図式」の導入という次元で扱っておくことにしたい。

一 三つの「君が代」訴訟

1 「京都君が代訴訟」

して、京都市に代位し、京都市教育委員会の職員などを被告として損害賠償を請求する住民訴訟を提起した。 たものとされる。京都市民である原告らは、カセットの購入および配布が憲法一九条や二三条に反し違憲であると主張 教職員の協力が得られなくとも入学式などで生徒に「君が代」を斉唱させ、少なくとも「君が代」が流れることを狙 にピアノ伴奏の「君が代」、もう片面に子ども達が合唱している「君が代」を録音した上、各校長に配布した。これは、 校長に対し、入学式などで「君が代」を斉唱することを強く指導すると共に、公費でカセットテープを購入して、片面 京都は、前述した一九八五年の「徹底通知」の一つの標的であった。そこで京都市教育委員会は、市内の小中学校の

①カセットテープの 京都地裁平成四年(一九九二年)一一月四日判決はおよそ次のように判断して、訴えを退けた。 「購入自体では、 何らの損害も生じていない」。「君が代の録音や消音の禁止によって、 何らかの損

害が発生したとしても、それは財務会計上の行為によって生じたものではなく、

非財務的行為により生じたもの」で、

「テープ購入の公金支出とは、 相当因果関係のないものであって、これによる損害とはいえない」。

が、「国歌とされるものの歌詞や曲が二義を差し挟まない程度に明らかに憲法を誹謗し、 ②原告らは、 白でない限り、 「君が代が憲法違反であることを理由として、そのテープ購入のための公金支出も違法である旨主張する」 その適否は、 本来、 裁判所の司法判断に適合しない」。 破壊するものであることが

3 異なる事案の適否とは、 「このことは……国旗への敬礼ないし国歌の斉唱を児童生徒などに罰則や退学処分をもって強制をするという本件と 別な問題である」。

棄却した。また、 一審の大阪高裁平成八年 最高裁平成一一年(一九九九年)一月二九日判決は、ごく簡単に上告を棄却している。 (一九九六年) 一月二五日判決は、 ①の論点について一審とほぼ同様な判断を行っ

「北九州ココロ裁判」

2

行い、 学校の校長に示してきた。 は式を退出したことによって戒告、 処分するようになる。「ココロ裁判」は、 さらに市教育委員会は、 b式次第のなかに「国歌斉唱」をいれ、 北 九州市教育委員会では、 児童・ 生徒等及び教師の全員が起立して、正しく心をこめて歌う。 全国に先駆けて一九八九年ごろから、「君が代」 a国旗掲揚の位置は、 先に言及した 一九九六年に提訴された事件である。 減給などの懲戒処分を受けた教職員が、 その式次第に基づいて進行を行う。 「君が代」斉唱に際して起立して歌うという職務命令に従わず、 「徹底通知」 式場のステージ中央とし、 以降、 次のような「四点指導」と称される基準を、 斉唱に際して起立しなかった教員などを懲戒 d 教師は卒業式に原則として全員参列する。 c 児童・生徒等が国旗に正対するようにする。 市教育委員会に対して処分の取消し、 国歌斉唱」 は (教師の) ピアノ伴奏で 着席しあるい 市内 市に

対して国家賠償などを求めて、

福岡地裁平成一七年

(二〇〇五年)

四月二六日判決は、

およそ次のように多くのことを論じた末、

原告の請求を一

部

論

①「君が代を国歌とすることが憲法の諸規定に違反するということはできず、 を国歌として扱うことができなかったとはいえない」。 国旗国歌法制定以前においても、 君が代

②校長は、「必要に応じて、教育内容に関わる事項を決定し、その実施のために職務命令を発することもできる」。

動に対しても、拘束力を有する」。しかし、入学式や卒業式に国旗・国歌を「指導するものとする」とする規定は、「詳 ③「学習指導要領は、許容される目的のために必要かつ合理的と認められる大綱的な基準として、各教師が行う教育活 業式、入学式において君が代斉唱を含む式次第を決定することもできる」。 き」ず、拘束力を有さない「一般的な指針にすぎない」。もっとも校長は、「その指針を尊重して、 細を定めるもの」で、「教育内容及び方法について必要かつ合理的な大綱的基準を定めたものであると解することは 裁量の範囲内で、卒

徳やイデオロギーを教え込むものとはいえず、 ④「君が代斉唱を卒業式、入学式において実施することが、君が代についての一定の見解を前提として、特定内容の道 国家、 教育の信条的中立性に反するということはできない」。

導としての合理的範囲を逸脱するものとはいえない。したがって、卒業式、入学式において国歌斉唱を実施し、 ⑤「君が代斉唱を実施し、指導することが、児童、 ることが、児童、 い」。しかしながらそれは、「国を愛する心や日本人としての自覚、 生徒の思想、良心の自由を不当に侵害するものということはできない」。 生徒の内心に対する働きかけを伴うものであることは否定できな 国歌を尊重する態度を育てるという目的に対する指 指導す

⑥「部落差別等の差別撤廃を求める意思、 良心といえ」、「その自由は憲法一九条により保障される」。「しかしながら、本件職務命令は、 員としての個人原告らの職業意識と相俟って、 戦争に対する嫌悪、 人間観、 世界観に関わるものと解されるから、 国家の教育に対する関与のあり方についての意見は、 その内容から一定の外部 憲法一九条にいう思想 教 るものということはできない」。

る文部省の

通知や教育委員会の指導は、

不当なものとはいえず、「校長の裁量権の行使に対して、

個 告らの嫌悪感、 原告らの思想、 為と密接な関係を有するものといえるが、 的行為を命じるものにすぎないことは明らかであり、 いという考えは、 人原告らの思想、 良心に反する外部的行為であるということはできない。 不快感に一定の配慮をすることが必要であるとはいえるとしても、 個人原告らの人間観、 良心に反する精神的活動を強制するも 世界観と直接に結び付くものではなく、 君が代の歌詞については様々な解釈があることからすれば、 それ自体が個人原告らの内心における精神的活動を否定したり、 のではない。 また、 したがって、 人の内心における精神的 君が代を歌うこと自体は必ずしも個人 本件職務命令がただちに憲法一 君が代を歌うことに対する個や 活動 君が代を歌えな は 外部的行 九条 人原

らが 7 のとは 「各校長が、 君が代に対して嫌悪感、 いえない」。 教員である個人原告らに対し、 不快感を有することを考慮しても、 本件職務命令を発することについての必要性は肯定できる」。 本件職務命令が、 ただちに、 校長の裁量を逸脱 個 するも 人原告

に違反するということはできない

8 び保護者や地域住民の状況を把握しうる校長がその裁量において判断すべき事項といえるから、 9 よって不快感、 立した場合に、 のような教育委員会の指導、 の 方法について、 仮に、 国歌斉唱を実施することやどのような方法でこれを実施するかは、 個人原告らと同様に君が代を歌えないという考えを有する児童、 嫌悪感が生ずることをもって、 嫌悪感、 校長が文部省又は教育委員会の指導、 不快感を感じることがあったとしても、 助言は、 教育基本法一〇条一 思想、 良心の自由を侵害するということもできない」。 助言に従わざるを得ず、 項にいう『不当な支配』 単に、 各学校の卒業式、 自己の考えに反する行為を他者が行うことに 生徒が、 その裁量を行使できない にあたる」。 個人原告らが君が代斉唱 入学式の方法、 しかし、 国歌斉唱の実施 本件に 児童、 場合には、 及びそ 生徒及 か か Z 起 わ

何らかの影響を与え

①「個人原告らに対して戒告処分をすることが、 を及ぼす処分をすることは、 しかしながら、「君が代斉唱の際に単に起立しなかったにとどまる行為に対して、給与の減額という直接に生活に影響 社会観念上著しく妥当性を欠くものと言わざるを得ない」。 裁量権の範囲を逸脱してこれを濫用するものということはできない」。

「本件職務命令が当然に、違法、無効であるとまで認めることはできない」。

「君が代ピアノ伴奏拒否事件」

3

上 げ る₍₁₀ 強硬に進めているのは、 よう職務命令を受けた音楽教師が、これに従わなかったことを理由とする戒告処分に対して取消しを求めた事件を取り 北九州市で始まった、「君が代」斉唱時の不起立などを理由として教職員への懲戒処分を行うという施策を現在最も 東京都であろう。ここでは、 一九九四年に都内の日野市立小学校の入学式でピアノ伴奏をする

る

務し、 2 1 は、 心の自由も、 題となる」。「しかし、 奏をすることはできないという―引用者) えるから、『君が代』 も否定するものではない」。「もっとも、 ŲΣ 」。「本件職務命令は……原告に一定の外部的行為を命じるものであるから、 東京地裁平成一五年 「公務員であっても思想・良心の自由はあるから、 「入学式において『君が代』を含む児童の歌唱をピアノで伴奏することは、 この原告の思想・良心に反する行為を行うことを強いるものであるから、 急法 かつ、 公共 職務の遂行に当たっては、 の 福祉の見地から、 を伴奏することができないという思想・良心を持つ原告に『君が代』のピアノ伴奏を命じること 原告のような地方公務員は、 (二〇〇三年) 一二月三日判決は、 公務員の職務の公共性に由来する内在的制約を受けるものと解するのが相当であ 全力を挙げて専念する義務があるのであり 人の内心領域における精神的活動は外部的行為と密接な関係を有するものとい 思想• 良心を抱くことは自由であり、 全体の奉仕者であって 原告が内心においてそのような(入学式において「君が代」 およそ次のように論じて原告の請求を棄却した。 (憲法一五条二項)、公共の利益 原告の内心領域における精神的活動まで 原告の職務に関する事項に含ま 憲法一九条に違反するのではない その自由は尊 (地方公務員法三〇条)、 達され なけ 0 n 思想 ため ば n か ならな る。 の伴 が に 勤 良 問

れば、 発する必要性はあった」。「職務命令の発出に当たっては、 きもので、 意見があり得るとしても、 のような内容の職務命令を発出することの音楽的意義や校長の教職員に対する指導方法としての当否につい |君が代|| 斉唱の指導を円滑に行うためには斉唱の際にピアノ伴奏をすることが一定程度有効であること…… 「本件職務命令が、 丙川校長が音楽専科の教諭である原告に対し、『君が代』 これが憲法一 九条に違反するとまではいえない」。 教育公務員である原告の思想 発出された職務命令自体は、 良心の自由を制約するものであっても、 その目的、 校長にその裁量権があることをも考慮すると、 斉唱の際にピアノ伴奏を命じる内容の本件職 手段も、 合理的な範囲内のものということができ 原告において受忍すべ 本件職務命令 ては様 務 命令を か 々な らす

題であり、校長が教諭に対して『君が代』のピアノ伴奏をするよう職務命令を発したからといって、それによって直ち 実施することが子どもの思想・良心の自由に対する侵害となるとしても、そのことは『君が代』斉唱実施そのものの問

に原告主張の子ども及びその保護者の思想・良心の自由が侵害されるとまではいえない」。

④「天皇は日本及び日本国民統合の象徴であるから(憲法一条)、『君が代』の『君』が天皇を指すからといって、 にその歌詞が憲法一条を否定することには結び付かない」。 直ち

⑤「本件職務命令が校長の管理権ないし校務掌理権を濫用したとまではいえない」。「したがって、原告のした本件行為

は、 地方公務員法三二条、三三条に違反するものであり、少なくとも同法二九条一号、二号に該当する」。

なお二審の東京高裁平成一六年(二○○四年)七月七日判決は、 「戒告という……本件処分が社会観念上著しく妥当性を欠き、裁量権を濫用したとまで認めることはできない」。 一審とほぼ同様な判断を行い、 控訴を棄却している。

 $\widehat{4}$ 一九九九年)一六八頁以下。棟居快行『憲法フィールドノート第3版』(日本評論社、二〇〇六年)一一八頁は、「近時のやり口と 比較すると、ちょっと古い本件は、随分牧歌的」と評している。 田中・前掲(註1)一六四頁以下、「控訴人ら最終準備書面」「君が代」訴訟をすすめる会編 「資料 「君が代」 訴訟

- (5) 判例時報一四三八号三七頁以下(四四~四五頁)。
- (6) 判例タイムズ九〇九号一二五頁以下。
- (7)「君が代」訴訟を進める会編・前掲(註4)三○七頁'
- (8) この事件についてもさしあたり、田中・前掲(註1)一八九頁以下、同『教育現場に「心の自由」を!』(岩波書店、 ナー五六二号(二〇〇一年)四二頁以下は、 年)、野田正彰『させられる教育』(岩波書店、二〇〇二年)一一一頁以下など。また竹森真紀「揺るがない心のままで」 原告によるもの。 法学セミ
- 9) 判例集未登載。

- $\widehat{10}$ として、田中伸尚『憲法を奪回する人びと』(岩波書店、二〇〇四年)二四三頁以下。 丸・君が代』戒厳令」に掲載された諸論稿などを参照。 高橋哲哉『教育と国家』 ○○四年)二四三頁以下、福岡陽子『音楽は心で奏でたい』(岩波書店、二○○五年)。 以上の状況についても文献は多いが、さしあたり、池添徳明『日の丸がある風景』(日本評論社、二〇〇一年)一一八頁以下、 (講談社、二〇〇四年) 一四一頁以下、 また本件原告自身の発言として、 世界七二五号 (二〇〇四年) 国立市における類似の事件のドキュメント 斎藤貴男『絶望禁止!』(日本評論社、二 六九頁以下における「特集 一日の
- (11) 判例時報一八四五号一三五頁以下(一四三~一四六頁)。
- (12) 判例集未登載。

一 前提的な問題、あるいは論じないこと

1 「君が代」の憲法適合性

く存在する。しかし、近い将来この論点で裁判所による違憲判断がありうるとは予想しにくいため、 違反になるという主張は、 否事件」の各裁判所は、二2①、二3④で紹介したように、ごく簡単に合憲と判断している。 を国歌として扱うことが憲法に反しないか、が一つの争点とされた。しかし「京都君が代訴訟」第一審は、二1②で示 いても、「天皇それ自身が国家の象徴であるならば、天皇に連なるイデオロギーを体現する国家シンボル したように、この問題は原則として「司法判断に適合しない」とした。これに対して「ココロ裁判」や「ピアノ伴奏拒 三つの訴訟では、 「君が代」をそれぞれの形で「強制」されていることの憲法適合性を論じる前提として、「君が代」 成り立ちにくい」、という見解が有力となっている。 これに対して、 また最近の憲法学説にお 違憲論ももちろん根強 この論点につい がすべて憲法

2 学習指導要領の法的拘束力

導要領のみという状況は変化していない。そこで、指導要領における「国旗掲揚」 国 旗 国歌法」 は定義規定のみの法律であるため、 同法成立後も国旗・国 歌を義務づける根拠となりうるの と「国歌斉唱」 を 「指導するもの は学習指

また、 ない 有無を個別的に判断するということになるだろう。 学校差を超えて全国的に共通なものとして教授されることが必要な最小限度の基準と考えても必ずしも不合理とはいえ 性を認めない 指導要領に関する「大綱的基準説」 体としてはなお全国的な大綱的基準としての性格をもつものと認められるし、 うに制約し、 する」という規定の法的拘束力の有無も争点とされてきた。 る教師による創造的かつ弾力的な教育の余地や、 ら衝突することは可能ではないから、 方的な一 最高裁は、 事項が、 必ずしも法的拘束力をもって地方公共団体を制約し、又は教師を強制するのに適切でなく、 定の理論ないしは観念を生徒に教え込むことを強制するような点は全く含まれていない」、(15) 学テ判決において、 その根幹をなしていると認められるのであり、 ないしは強制する趣旨であるかどうか疑わしいものが幾分含まれているとしても、 「学校制度的基準説」をとっている。 一九六六年当時の中学校学習指導要領について、 的立場を採用したこの判決に対し、教育法学の通説は教育内容に関する法規的基準 学テ判決の基準に立った上で指導要領の記載事項や内容に即して、 地方ごとの特殊性を反映した個別化の余地が十分に残されており、全 しかし、 学テ判決以降の下級審としては最高裁大法廷判決に正 その中には、 ある程度細目にわたり、 また、 「おおむね、 その内容に 中学校において地域差、 右指導要領の下にお おい またはたしてそのよ かつ、詳細に過ぎ、 ても、 と判示していた。 法的拘束力の 教師に対し 面 け

うる、 判断でき、 重なってきた。 法な職務行為であり、 下級審判決は、 国歌条項」 このことも、 を決定することができ、 あった。 令や懲戒処分の効力に関する結論を直接に左右するものではないということである。 まず第一 立という個別的な不服従行為が問題となってい 分が裁量権濫用とされたのは、 国旗・ て最終的な決定権限をもっていることを認める点で共通であったが、 そこで次に学習指導要領の 「ピアノ伴奏拒否事件」の東京地裁判決では、 「法的効力を有する」などとするものが一 別 国歌条項」 これに対して福岡地裁も、 を定めたものではなく「一 の論点であることを示唆してい 校長はそのことについて最終的な決定権限があり、 の法的拘束力如何の問題は職務命令や職務命令違反に対する懲戒処分の適法性如何に関する判断と 「 国 旗 後者では指導要領が要求してい これに対して「ココロ裁判」 国 は 旗 国歌条項」 「大綱的基準」 それを妨害するなどの教職員による行為に対して懲戒処分をすることは適法だとする判断が 国歌条項」 また職務命令も出すことができるとしていた。 「国旗・ 事案がかつての下級審判決の多くが扱ってきたような積極的な妨害行為ではなく、 の法的拘束力に関する諸判決による判断の違い につい 般的な指針にすぎない」と判示した。ここではさしあたり次の二点が確認できる。(ધ) 「一般的な指針」 を定めたものだから、 国歌条項」 る₂₁ て、 ないピアノ伴奏が問題となっているという事 また第二に、 福岡地裁判決は、 それい 般的であった。 たという事情を前提として、 の法的拘束力をどう考えるか、 「国旗・ は に基づいて、 「大綱的基準」 諸判決は、 国歌条項」の拘束力について、 各学校は国旗の掲揚や 職務命令も出すことができるとするのが一 そして、そこから国旗を掲揚するなどの校長の行為は、 二2③で紹介したように、 校長が卒業式などにおいて国旗・ を設定したものであり、 校長は卒・ この事件で校長の職務命令違反に対する懲戒処 この建前が実際に尊重されてい 処分が減給という重い は ということが問題となる。 入学式におけ 国歌の斉唱 理論的には重要であるが、 従来の下級審判決にお そもそも判断されて 「国旗・国歌条項」 情があるとは の具体的 「法規として る国 旗 ものだったことに 国歌を含む式次第 るか 玉 な仕方に ζý 般的な論理で 歌 につ 0) 効力を は ζý 扱 は 7 まで 区別 職 玉 つ な 一大綱 蕧 不起 旗 は 7 に ζĮ は 7 み 適 **(**)

6 くつかの教育委員会によって強力な指導がなされているという現況に照らすと、 かしそれだけに、「この校長の権限の確認は現時点で非常に重要」という実践的な読み方も可能であろう。 疑問は当然あるということである。

3 教師の「教育の自由」

が、 げないのは、 ح あるにもかかわらず、従来の裁判例では主に「思想・良心の自由」という観点から議論されてきた。 んでいるという事情によるものであり、 いう批判が強くなった。 「並存説が有力」と評されている。「ココロ裁判」や「ピアノ伴奏拒否事件」は、「教師が国家権力と向きあう場面」で(ユイ) 「教育の自由」からも論ずべきであるという批判が出てくることは理解できる。 かつて、学説の多くは教師の「教育の自由」の権利性を強調したのに対し、その後、それは教師の職務権限であると 「教師が国家権力と向きあう場面」では、「職務権限としての側面と、人権としての側面とをあわせもつ」、という 本稿が 「日の丸・君が代」 現在では、「教師が生徒と向きあう場面」では、「教師の教育権は、 問題を、「思想・良心の自由」と「国家の信条的中立性」 さしあたりそれ以上の含意はない。 本稿がこの観点を正面からは取り上 もっぱら職務権限となる」 一を論ずる素材として選 したがって、 もつ

13 (青林書院、一九九四年)七○頁(樋口執筆)、米沢広一『憲法と教育15講』(北樹出版、二○○五年)五五頁など。 西原博史『学校が「愛国心」を教えるとき』(日本評論社、二〇〇三年)二八頁。その他、 例えば、樋口陽一ほか『憲法Ⅰ』

14 れている。これに対して小渕首相は、「主権の存する日本国民の総意に基づき天皇を日本国及び日本国民の統合の象徴とする我が は 相は国会答弁の中で、『君』は『象徴天皇』を指し、『代』は『国』であるとした。……仮に小渕解釈にたつとしても、 『象徴天皇の国』ということになる。 例えば、横田耕一「『日の丸」『君が代』と『天皇制』」法学セミナー五四一号(二〇〇〇年)六一頁以下。そこでは、「小渕首 現在の日本国は、 『主権者国民の国』であって、 間違っても『天皇の国』ではない」とさ 『君が代』

ろう。 玉 るという状態を前にした裁判所が、歌詞の内容が国民主権の原理に反すると判示するのは、 の歌詞は国民主権の原理に適合的ではない。ただ、現実の国民が「国旗・国歌法」を制定させ、 て廃止できる存在であるので、天皇存在が永久のものであることを前提とした小渕解釈は、この点からも妥当でない」という批判 ?なされている(六四頁)。同様な見解として、土屋英雄『自由と忠誠』 [の末永い繁栄を祈念したもの] としていた。 しかしこれに対しても、「天皇は日本国と不可分のものではなく、 (尚学社、二〇〇二年) 一〇七頁以下。 実際にはかなり難しいことではあるだ 「君が代」をおおよそ受け入れてい 確かに、 憲法改正 によっ

- (15) 最大判昭和五一年五月二一日刑集三〇巻五号六一五頁以下(六四二頁)。
- $\widehat{16}$ (一九九〇年)三八頁以下、 兼子仁『教育法〔新版〕』(有斐閣、一九七八年)三七九頁以下、成嶋隆 永井憲一「国旗・国歌法と教育」法学セミナー五四一号(二〇〇〇年)五二頁以下など。学説が説 「新学習指導要領の法的問題点」
- いた「大綱的基準説」と学テ判決のそれとの違いを強調するのが、市川須美子「新学習指導要領の法的検討」ジュリスト九三四号 一八頁、 司 「学習指導要領の法的拘束力をめぐる学説」法律時報六二巻四号(一九九〇年)一三~一四頁。
- (17) 学テ判決以降の判例動向について、やや古いものであるが、舟木正文「学習指導要領の法的拘束性に関する判例」季刊教育法 八〇号(一九九〇年)四四頁以下、同「最高裁学テ判決と伝習館高校事件判決」法律時報六二巻四号(一九九〇年)一八頁以下。 文献としては、 同「学習指導要領の法的性質」芝池義一ほか編『行政法の争点〔第三版〕』(有斐閣) 二〇〇四年)二四二頁以下。
- 18 号六一頁以下〔六五~六六頁〕、大阪高判平成一〇年一月二〇日判例地方自治一八二号五五頁以下〔六三~六四頁〕、 ズ一〇八七号一一七頁以下〔一三六~一三七頁〕など。 〔七六頁〕、東京高判平成一三年五月三〇日判例時報一七七八号三四頁以下〔四七頁〕、大津地判平成一三年五月二二日判例タイム 一〇年四月一四日判例地方自治一八二号五五頁以下〔七七頁〕、浦和地判平成一二年八月七日判例地方自治二一一号六九頁以下 大阪地判平成八年二月二九日判例タイムズ九〇四号一一〇頁以下〔一一六頁〕、 大阪地判平成八年三月二九日労働判例七〇一 横浜地判平成
- (19) 本文の判示を前提に、 傍論ではあるが注目すべき判示である。 II2⑨で紹介したように、教育委員会による四点指導などを「不当な支配」にあたると判断したことも
- 20 う等のいわば 米沢・前掲(註13)五七頁は、 ③君が代斉唱時に起立しない等の個別的不服従、 『積極的妨害行為』と②職務を遂行せずに、たとえば、担任する生徒への卒業式の指導を行わない等のい 教師が懲戒処分を受けた事件を、「①掲揚されている日の丸を引き下ろす、式典中に抗議行動を行 ④生徒・親への告知行為」に大別している。 わば
- 21 丸不掲揚や君が代斉唱に対する処分の理由を直接学習指導要領違反に求め」るのではなく、 石崎誠也 「日の丸・君が代の『義務づけ』と教師の懲戒処分」季刊教育法八七号(一九九一年)四〇頁も、 校長が 「職務命令を発したにもか Н

わらず、教職員がこれに従わなかった」ことを理由にしている、と指摘している。

- 22 西原博史 「国歌斉唱時不起立の教員処分とその限界」季刊教育法一四六号(二〇〇五年)
- (23) 内野正幸『教育の権利と自由』(有斐閣、一九九四年) 一二〇頁。
- (24) 米沢・前掲(註13)一八〇頁。

25 嶋隆、 で多少なりとも扱う予定である。 ·併存説」からは、さらに「職務権限」からも論ずべきという立場が生じることも、当然予想される。この見解についても本文五 「〔討論〕教育の自由・学問の自由の危機」日本教育法学会年報三四号(二〇〇五年)一一三頁以下における、 市川須美子発言。また新岡昌幸 「教師の『人権』と職務命令」 季刊教育法一四二号 (二〇〇四年) 七七頁。 本文で紹介した 澤藤統 郎

四教師の「思想・良心の自由」

1 保護範囲(保護領域)

ない、 立論の根拠とする「君が代の歌詞については様々な解釈がある」ということが、 が代』を伴奏することができない」という考えを、簡単に一九条の保護範囲に含めていた。この点について学説は、一 かではない。各人が「様々な解釈」をし、多くの不利益を受けてまで自分の考え方を守ろうとしている場合に、 九条に関する「内心説」「信条説」のいずれをとったとしても、 に含まれていない、と判断した。これに対して、「ピアノ伴奏拒否事件」に関する東京地裁は、二3②のように、「『君 ⁻ココロ裁判」福岡地裁判決は、二2⑥のように、教師の「君が代を歌えないという考え」は憲法一九条の保護範囲 伴奏しない、という考え方は、 一九条の保護範囲に入るとほぼ一致して考えているものと思わ 裁判例となったような事例において、「君が代」を歌わ なぜ否定説の理由となりうるの れる₂₇ 福岡地裁が それは か明ら

る。

不自然ではなかろう。 当該個人にとって重要な意味をもつ思想や良心と直接結びついた考え方が問題となっているからだと想定することは、

護を及ぼすべき、 が代を歌えないという考え」が一九条の保護範囲に入らないことを理由に、「君が代を歌う」という外部的行為を強制 地裁の前記判示は、「人の内心における精神的活動は外部的行為と密接な関係を有する」ことを認めつつ、 性については、 接な関係を有する」ことを認めることによって、「『君が代』のピアノ伴奏」という外部的行為を強制され されない自由も一九条の保護範囲に入らない、 九条の保護範囲に入る、 きない」 次の問題 という考えを一九条の保護範囲に含める判断を前提に、「人の内心領域における精神的活動は外部的行為と密 は、 共通了解が成立しつつあるようである。ここでの対立は、 教師の と考えるようになっている。 「内心における思想・良心」に基づく「外部的行為」 と考えている。 また最近の多くの学説も、 と論じていた。これに対し東京地裁は、 このように「内心における精神的活動」と「外部的行為」 思想・良心に基づく外部的行為につい その前段階における判断の違いから生じてい が 一 九条の保護範囲に入るかである。 「『君が代』 を伴奏することがで の密接な関連 ても ない し 憲法 自由 かし の保 も 一 福 君 岡

用 その上で、 その思想・ が課題となる。 自己の思想・ しろ二一条の保障対象とされるべきである。 な お、 働きか 伝統的な学説は外部的行為は二一条で保障されると考えてきた。 良心を保衛するため、 け 後者を「沈黙の自由」 良心の自由の保障に不可欠な、 (命令、 例えば土屋英雄教授は、 要求、 勧誘、 外部からのそうした作用、 の一部として位置づけ、 推奨など) 「自己の思想・良心を自発的、 思想・良心の外部的表出として一九条の保障対象となる」、 他方、こうした自発的、 によって、自己の思想 「絶対的に保障されるもの」としている。 働きかけに対して対応的、 能動的な表現行動ではなく、 ・良心の領域が侵害されようとしている場合に、 能動的に外部に表現化する行動は そこで二一条と一九条の保護範囲の 受動的にとる拒否の外的行為は、 外部からの一定の作 後者を「沈黙の自 と論じてい 一九条よりむ 振り分け

由 想・良心に基づく行為の自由」ないし「思想・良心に反する行為を強制されない権利」という独立のカテゴリーとして の一部として位置づけることは可能ではあろうが、 端的な構成の仕方であるように思われる。 多義的な「沈黙の自由」概念に依拠するよりも、 むしろ、「思

2 侵 害 (介入)

九条により保障されるとする方が、

ている。 の有無の判断に進むはずであった。 「ピアノ伴奏拒否事件」 そこでこれまでの学説による議論を確認しておきたい。 の東京地裁は、 しかし東京地裁は、 当該行為が一九条の保護範囲に含まれることを認めたのであれ II3②のように、 この点については簡単に触れるだけに終わっ ば、 次に侵害

場合、 ٠ ۲ 従来、 ②「公権力が個人の世界観や人生観等の内心の精神作用を理由として不利益を課す」場合、 公権力が開示を強制し、 学説上、 思想・良心の自由への侵害の形態としては、①「公権力が特定の思想を禁止ないし強制」するという あるいは申告を求める」場合、 などが挙げられてきた。 ③「個人の思想につ

職務命令によって強制したこと、 かったことが不利益取扱いの対象とされたのである。 部的行為を命じる職務命令がある特定の思想・良心をもっている人に不利益に働き、 たそこでは②の形態による侵害のように、 によって一定の外部的行為を強制することが、 よる侵害のように、 「ココロ裁判」や「ピアノ伴奏拒否事件」において、思想・良心の自由に対する侵害行為とされたのは、 公権力は特定内容の思想を個々人に強制しようとしていたというわけではない。 およびその拒否に対して懲戒処分を課したということである。そこでは、 思想・良心それ自体を理由として不利益取扱いがなされたわけではない。 ある特定個人の思想・良心を侵害する、 確かに外部的行為と思想・良心の密接な関連性を意識する立場に また命じられた外部的行為をしな と主張されていたのである。 むしろ、 ① の 当該行為を 職務命令 形態に 外 ま

思わ

ñ

これに対して、

る。

る。

<

為を職務命令によって強制することは、

思想

良心の自由に対する侵害であるという点で共通だ、

消極的な意思表示をしているにすぎず、

そのような場合にまで拒否してい

とって式典を混乱させるものではなく、

ح

れ

までの多くの学説

の前提は、

「君が

代

斉唱

の際の不起立・不斉唱とピアノ伴奏の拒否は積極

的

な反対

行

動

を

たてば、 LV 九条によって保護されており、 ここに①や②の形態による侵害があったと認めることも全く不可能ではないのかもしれない。 前述したように、 思想 ・良心に基づく行為の自由」 そのような権利・自由が侵害されたと構成する学説が有力に唱えられるようになって ない し「思想・良心に反する行為を強制 され し な かし近年では 権利」 が

ろ う。 ③ 判示も、 成すべきだと論じる。 は、 され は、 者である西原教授は、 黙の自 既に③の形態による侵害があったと論じる可能性も考えられる。 「自分が抱いている思想・良心の内容が明らかになるような場に立たされない権利として沈黙の自由を構成することに さらに前記の二つの事件では、 この権利を行使することによって良心内容が明らかになることには問題がないとしている」ことを援用し ない権利が憲法一九条に含まれる」とする立場をとり、そうした「思想的・良心的行為の自由」 現実上、 直 おそらくは以上のような見解を前提とした上で、 の一部として構成する見解は、 困難が多いと考えざるを得ない」と述べる。 本稿も、 「良心の自由の下で良心を侵害する法的義務からの解放可能性を認めるドイツなどの判例 基本的にこの構成を支持している。 職務命令に対して何らかの態度を示さなければならない状況に教師 おそらくこれまで一般的であった。 その侵害があることを認めたものと解することができるであ その上で、「内心における思想・良心を侵害する行為を強 このような「内心の状態を推知されない また「ピアノ伴奏拒否事件」 これに対してこの問題に関する代表的論 の東京地 が侵害されたと構 が 置 権利」 かれ 裁の二3②の なが た時点で、 を 沈

これらの二つの事例における侵害の類型には違いがあると論じるのが佐々木弘通教授である。 あと る行 19 (73-1-19)

と考えてきたも

3 正当化

階で現われるのであるが、この点は後述したい。

共性」 (1)職務命令は合法的であるので、教師は教育を行う義務を免れない」とする見解である。(空) 旗 簡単に正当化した。 としての教員という職業を選択した以上、その職務との関係で外面的行動の部分に限っては、一定の制約を受けざるを 国歌の教育を行うよう求める職務命令としてなされるので、 当該職務命令が教員の思想・良心への侵害となることを認めた東京地裁は、二3②のように、「公務員の職 から出発して、 また学説においても結論としては同様な立場を示すものもある。 職務命令を発する「必要性」と「合理性」を審査した結果、それを承認することにより、 国旗• 国歌の教育が生徒に強制する内容でない また「自らの選択で地方公務員 例えば、「教師への強制 侵害を 務の公 は、 限 ŋ 玉

得ない」という見解もある。((鉛)

立場 自 かを、 (2)た。44 許されるとしても、 この警告書は、 間 法的義務の免除 ることは、 て起立斉唱の義務を免れることができる。 り判断すべきである」とする。より具体的には、 てに答えて出された福岡県弁護士会の警告書の見解を挙げることができる。 画 0 るは、 利益衡量によって、 「一般的法義務によって縛られる利益と、 0 か 侵害が 真摯性、 し学説上は、 当該教職員の信仰の自由・思想良心の自由を侵害するものとして違憲である疑いが濃厚である」と結論づけ 「卒業式・入学式の君が代斉唱時に教職員に対して職務命令をもって起立斉唱を義務づけることが 0 正当化されるか否かを、「個人としての」 可否、 ③当該法義務の強制により対象者が受ける不利益の重大性、 自己の信仰・信条から君が代に真摯に反対する者は、 侵害は という観点から考察する手法である。 般的法義務による規制が当該信仰ない 正当化されないという見解が多い。 従って、この不起立行為に対して懲戒処分という制裁をもって起立を強制 当該信教の自由 ①当該法義務の性格および必要性、 教師の思想・良心の自由に基づい その一つに、 もっともその論法は様々に分か し思想・良心にとって重大な侵害になるかどうか (思想・良心の自由) この信仰の自由 この警告書は、 「ココロ が考慮されるべきだとされ 裁判」 ②当該信教の自由 保障によって得られる利益 原告による人権救済申 て、 思想良心の自 義務の回 教師 れ てい 避が許されるか否 の 職 る。 (思想 る。 務 由 命令に まず第 を そ 理 良心 由 0) 上で ح 仮 に とし 0) ょ 0 0

じてい 害を見ようとしているということにある。 をもって起立を強制すること」に思想・良心の自由への侵害を見たのに対して、 侵害 に基づい るのが、 の正当化に関して、同じく「個人としての」 て拒否している人に対して 戸波教授である。 福岡県弁護士会警告書との違い 「職務 また第二に、 命令によっ 教師の思想・ て…… 弁護士会が、 義務づけすること」 は 良心の自由に基づく義務免除の可否という観点か 第一 義務の回避が許されるか否かを利益衡量によっ に、 弁護士会警告書が 戸波説はむしろピアノ伴奏を思想 にすでに、 思想 「懲戒処分とい 良心 の自由 う制 そら論 0) 良

的関連性を見出すことはできない」、

う」とするのである。 (47) 令の目的が重要ではなく、手段も目的との関係で実質的関連性がないとより容易にいえるのだ、と主張するのである。 ④ なる」とする。 らの構成を、 習指導要領からは正当化することができず、 観点から区別していることである。 点は存在しないことになる。 この戸波説でさらに注目されるのは、「ココロ裁判」と「ピアノ伴奏拒否事件」を、 仮に 第二に、 「君が代の斉唱の義務が学習指導要領によって根拠づけられるとしても」、「君が代のピアノ伴奏の義務 「教師の処分がもっと軽ければ、 「子どもに対する侵害状況を見落と」すとして批判する、 福岡県弁護士会や戸波教授がとるような「個人としての」教師の思想・良心の自由に基づく義務免除論 そして、「君が代」斉唱の強制が問題となっているわけではない「ピアノ伴奏拒否事件」では、 西原説は、「君が代」 これこそが、 つまり、 教師に対する斉唱強制を教師の権利の問題に位置づけた場合の限界であ 子どもたちに対して教師 強制問題に関して、 「君が代の斉唱義務」と「それをピアノ伴奏すべき義務」 その意味で、 職務上の義務として職務命令を発することの正当化 教師の立場には から流 西原教授の見解が存在する。 れ出る圧力が 「二重性」 前述した佐々木説とは異なった *د* ۷ があるという。 かに強くても、 福岡県弁護士会 とは関連 第一は、 憲法 が 職務命 は、 上 困 性 .難 が 0 教 学 の な

(3)

師 0 行ってい な侵害状況に関 の個人としての思想・良心に対する侵害が問題になる」 を行使する教師 るという側面である。 する認識に基づい 0 活動は違法性が阻却される、 後者に重点を置い . て 自らが人権侵害に携わるまいとする、 た上で、 と論じるのが西原説の特色である。 側面である。 「教師の抗命義務」 第二は、 教育公務員としてのぎりぎり あるい 「子どもたちの思想・良心に対する同 は 「子どもの人権を保護する教 0 判

強 (4)常に深いレベルでの内心と衝突していれば例外的に義務免除が認められるが、それほどでない 自由に対する その点を疎かにして、 玉 として維持される」。 いうものである。 か転倒してい 誰 歌斉唱の挙行は、 く意識すべきである」。 に対しても) 第三に、 る。 る。 3 3 9 前述し 「外部的行為の強制」 違憲無効となる」ということである。 公権力が前者の このような批判をする佐々木教授の提示する解釈論上 その た佐々木説は、 ピアノ伴奏の職務命令は後者の類型の問題として考えるべきである。 『子どもの人権を保護する教師の義務』といった、 「強制」 教師はまず、 の直接のターゲットを、 型の強制をすることは この議論に対して批判を行うということが一つの出発点であった。 型の侵害をさらに 足元の 『自分一人の良心の自由』 これに対して、 「自発的行為の強制 「憲法上許されない」。 生徒ではなく教師に据えている。 公権力が後者の型の強制をしてい 此 の を守ることにこそ、 一か英雄的響きを持つ旗印に拠るの 枠組みは、 型と その効果は、 「外面的行為の強制」 前述したように、 この点を、 場合にはその義務は 「その強制 意を用 *د* ۷ 型に区分すると 憲法学はもっ るべきである。 る場合は、 思想 学校儀 が全体とし は 良 式 どこ 心 で 「非

た上で、 ことにある。 は 前者のほうがより正当化が困難とみることになるとい 0 強制. 一々木説の特徴は、 コココ 型に当たるとする。 そして、 口 裁判」 ーコ 「自発的行為の強制」 と「ピアノ伴奏拒否事 コ 口 裁判」 その結果、 の事 案は 「個人としての」 というカテゴリーを抽出して、 **严** 「自発的行為の強制 を区別するとい う対照的 教師の思想・ な結論 う点で 型に、 良心の自由 が導 も戸 「ピアノ伴奏拒否事件」 それについての保護を絶対化 ,波説と共通性をもちつつ か れてい に対する侵害を当該職 ることが注目に値 の 事案は !する。 務 佐 「外面: 命 々 木 令に見 ま

しようとし

た

口

裁判

のような事例

いでは、

儀式自体が違憲無効となるという効果をもたらすことになる点も、

は ە د ۱

4 小 括

いる。 学説では広く支持されている。 れた である。 裁判例や諸学説が必ずしも意識してはいない、「保護範囲・侵害・正当化」というドイツにおける基本権ドグマーティク (1)る行為を強制されない権利」 することは一九条の侵害となることについても、 とができない」という考えは、 「論証図式」 「君が代」 (職務命令を拒否する) 主に見解が対立するのは、 強制と教師の思想・良心の自由に関する裁判例や学説の立場は、 を用いて、 整理することを試みた。 受動的な外部的行為も同じく一 の侵害、 また、 個別的な判断にはなるが、 そのような侵害が正当化されるかどうか、正当化されるかどうかをいかに判断するか、 あるいは 一九条の保護範囲に入る権利に反する行為を教師に対して職務命令をもって強制 「外部的行為の強制」 広汎な見解の一 教師の 「君が代を歌えない」という考えや、 九条の保護範囲に入る可能性が高く、 九条の保護範囲に入る可能性が高 致がある。 型の思想・良心の自由に対する侵害と位置づけて 最近の学説は、 一様ではない。 これを いという理解は、 本節では、 「君が代を伴奏するこ それに基づいてなさ 「思想・良心に反す それらを、 最近の

障する正当な財産権の処分であるという信念を有した警察官がいたとする」と、 員である教員も 侵害は正当化されるとするある論者は、「ギャンブルは自らの財産を自らの判断で処分する行為であり、 良心の自由に基づきギャンブル 「職務としての性質を有するピアノ伴奏を拒否し得ない」、 (賭博罪) の取り締まりという職務を拒否」しえないと同様に、 と論じている。 「この警察官は、 しかし、 自らの信念に従 両者は果たして同 同じく地方公務 憲法が保

(2)

見落とすべきで

職務命令が正当化されるとしても、 ての卒・入学式におけるピア ように思われ に論じられるの かについては疑問がある。 ノ伴奏という職務の重要性には、 後者に関する職務命令が正当化されるとするためには、 警察官にとっての賭博罪の取り締まりという職務の重要性と、 大きな差異があるのではなかろうか。 さらなる論証 仮に前者に関 が必要である にとっ けする

にお 思想・良心の自由との関係でのことである。 ない。「教師の抗命義務」 務命令に従う法的義務の免除の一 (3)心の自由によって基礎づけるか、 子どもの人権を保護する教師の義務」論によって考察するか、 L٧ 学説における立場の違いは、 て、 義務免除」 的構成を超えて、 論なども、 可否という観点から考察するか、 「教師の抗命義務」 第二に、 「職務命令に従う法的義務の免除の可否」論であることには変わりはない。 儀式全体の違憲性が説かれることがあるが、 福岡県弁護士会や戸波教授のように、 ここでの違いはむしろ、 などによって基礎づけるか、 にあるように見えるかもしれない。 西原教授のように、 「義務の免除」 侵害が正当化され にある。 を 「個人としての」 それは後述するように、 「教師の抗命義務」 るか否かを教師 し か 教師の 論 そうで あ 思想•良 生 る 西 |原説 41 0) は 0 は

消極 は考えにくい による消極的 なりうる」 業式等の式典では日の丸を掲揚し、 教師 |的妨害行為を行うことは、 の抗命義務」 という指摘がある。 な行為が 論に対しては、 日 「 の 丸 前者の生徒の人権保障には仕えるが、 しかし大多数の教師や生徒などが起立しているという状況下において、ごく少数の教師 君が代」 君が代を斉唱すべきであるとの信念を有する生徒も存するという状況下で、 「自己の信念に基づいて日の丸・君が代を拒否する生徒が に賛成する生徒の思想・ 良心の自由に対する 後者の生徒にとっては、 「妨害行為」 結果的には、 41 る となるということ 方、 他方では、 妨害行為と 教師 卒 が

師 0 義務」 かし なが といい 5 う構成は、 生徒の思想 その義務が法的なものであるとすると、 良心の自由 [を保障 するため 0 「教師 の抗 義務を履行しない教師に対して何らかの義務履行担 命義務_ あるい は 「子どもの 人権を保護 る教

ある。 稿の関心は、 来する審査であるならば、 るい ②「外部的行為の強制」を するとした場合においても、 (4)目的とはしていない。 儀式全体が違憲無効となることがあるかについても、 成を後者に限定すると理論構成すべきかどうか、 ものであるべきか、 は比例原則か、 侵害への正当化の問題を、 そのような審査手法の採否や、 今後の憲法解釈学にとっての課題であろう。 ④比例原則なり違憲審査基準なりによって判断するとしても、 といった点に対立が残っている。 裁判所の基本的な思考が、二3②で示したように、「必要性」と「合理性」という比例原則に由 それを前提として論じようとすることは一つのありうべき手法であると思われる。(55) 「自発的行為の強制」 例えば、 基本的には「個人としての」教師の思想・良心の自由に基づく義務免除論によって構成 ①違憲審査の対象は職務命令か職務命令に反する行為を理由とする懲戒処分か それに基づく具体的解釈の背後に有する国家論や憲法理論を探ることにも ③侵害の正当化を判断する仕方は、 型と「外面的行為の強制」型に二区分した上で、 議論はさほどなされていない。このような対立点について考察を さらに、 本稿はこのような問題について逐一検討することを主たる ⑤教師の思想・良心の自由を侵害することを理由として、 それぞれの具体的な内容は 利益衡量か、 義務免除論による構 違憲審査基準か、 しかし本 レン かなる あ

きていない。 な行為論による基礎づけがなされていないことも一因として、 の保障を及ぼそうとしている。 これまで本節で概観してきた論争状況の一つの特色は、 憲法学を越えた、 最近の通説的見解は、 より広い観点からの考察も必要なところであろう。 このような見解は、 内心と行為の二分論を前提とした上で、 実際上の効果という観点からは適切だと思われる。 基本的には憲法学内部における議論である、 註29や註33などで紹介したような異説を完全には排除で 一定の外部的行為についても内心の自由 しかし、 ということで

(5)

- 的な枠組みとして論述の下敷に用いている。なおこの図式から生ずる一つの考察課題は、この整理によっては排除されている、 以下。この表現を借りると、以下はさしあたり教師個人の立場にかかわる一九条論を扱うものである。同氏の一連の論稿で用いら 「教師」の立場での「人権」論は成立可能かということである。 れる、「個人」か「教師」か、「人権」か「職務権限・職責」か、という整理図式は重要であり、本稿も、以下で示すように、 れにかかわるか、 新岡・前掲(註25)七二頁は、職務命令が 同「『教師』への職務命令に関する憲法・教育法学的検討」北海道大学大学院教育学研究科紀要九二号(二〇〇四年) 「『個人』の人権か「『教師』 「教師の役割を果たす『個人』の立場」か、「教育公務員たる『教師』の立場」 の職務権限・職責」のいずれを侵害すると構成すべきか、という問題を出している。 六九頁 の
- ジャーナル一〇号(二〇〇四年)二四六頁、西原博史「学校現場における思想・良心の自由」ジュリスト一二九四号(二〇〇五年) 一二四頁以下。 〇五頁、戸波江二「『君が代』ピアノ伴奏拒否に対する戒告処分をめぐる憲法上の問題点」早稲田法学八〇巻三号(二〇〇五年) 例えば、新岡昌幸「学校における『日の丸』『君が代』問題の憲法・教育法学的検討」北大法学研究科ジュニア・リサーチ・
- 28 「原告らの自己理解に照らして、個別的な検証が必要」とする。 松田浩「職務命令による君が代斉唱強制と良心に基づく外部的行為の自由」 法学セミナー六一四号(二〇〇六年)一二〇頁は
- 二五号 (二〇〇四年) 七九頁、 註43の本文など各所で言及するように、重要な問題である。 自らが有する君が代に対する価値判断はそのまま維持しうるという厳格な『内外二分論』を採用した」と評している。東京地裁判 伴奏拒否と懲戒処分の適法性」月刊高校教育三七巻一号(二〇〇四年)六六頁は、東京地裁は「君が代の伴奏を行ったとしても、 「外部的行為と思想・良心の自由」法学セミナー六一○号(二○○五年)八三~八四頁など。なお、坂田仰「入学式における君が代 西原博史『良心の自由〔増補版〕』(成文堂、二〇〇〇年)二三頁以下、同「教師における『職務の公共性』とは何か」 そのような面と、 本文で示したような面とを併有しているものと思われる。内心と外部的行為の関係という論点は、 同・前掲一〇五頁、同『良心の自由と子どもたち』(岩波書店、二〇〇六年)三三頁以下、井上典之 世界 註 33、
- 30 三五六頁、 宮沢俊義『憲法Ⅱ〔新版〕』(有斐閣、一九七一年)三三七頁、小林直樹『憲法講義、 伊藤正巳『憲法 第三版』 (弘文堂、一九九五年)二五七頁など。 上 (新版)] (東京大学出版会、 九八〇
- 31 をしている。これは規制の「趣旨」に着目した区別の仕方として重要であるが、本文のような保障の対象となる権利や自由の側 『思想及び良心』とを切り離して考えうるときは、その外部的行為に対する法理が妥当すると解されるが、〔中略〕一見外部的行為 規制であっても、 土屋•前掲(註14)一一七頁。 その趣旨が『思想及び良心』の規制にあると解されるときは、 これに対して、佐藤幸治『憲法 〔第三版〕』(青林書院、 一九条違反たるを免れない」という振り分け方 一九九五年)四八八頁は、

- らの区別の方が基本権の保護範囲の思考にはなじみやすい。
- 32 土屋・前掲一一八頁、一二二~一二三頁、一二七~一二八頁。
- よって事案を処理したというわけではない。 必ずしも常に特定の思想、信条に結びつくものとはいえないとしても、多くの場合、なんらかの思想、 条とその者の外部的行動との間には密接な関係があり、ことに本件において問題とされている学生運動への参加のごとき行動は、 動」二分論の適切性を傍証しようとしている。しかし、そこで挙げられている三菱樹脂事件最高裁判決も、「元来、人の思想、 ちなみに阪本昌成教授は、思想・良心の自由を内心における自由と定義したうえで、「内心は絶対的に保障されるとの命題に立ちつ 拒否)行為の自由」は、外部的行為として現れる以上、土屋説のように、「絶対的に保障される」とするのは行き過ぎではないか。 いることを否定することができない」(民集二七巻一一号一五三六頁以下〔一五四二頁〕)と論じており、もっぱら前述の二分論に め、「沈黙の自由」とは別の類型と整理した上であれば、「その限界を問うことは、背理」とはならない。なお、同書三〇八頁では、 つ、『沈黙の自由』を一九条に含めながらその限界を問うことは、背理となる」と説く(『憲法理論Ⅱ』〔成文堂、一九九三年〕三 「わが国の判例は『行動に関する事実情報』と『思想・信条そのものに関する情報』との二分法によっている」として、「内心/行 一六頁)。同旨、 西原・前掲(註29・良心の自由)四三〇~四三二頁。なお後述する「正当化」の問題となるが、「思想・良心に基づく 新岡・前掲(註27)二四八頁以下。しかし一九条の保護対象に、「思想・良心に反する行為を強制されない権利」を含 信条とのつながりをもって
- 34 (有斐閣、二〇〇〇年) 一〇五頁以下、浦部法穂 (註27)二四七頁以下など。 辻村みよ子『憲法〔第二版〕』(日本評論社、二○○四年) 二一六~二一七頁、 『憲法学教室 全訂第2版』(日本評論社、二〇〇六年) 一二七頁以下、 芦部信喜『憲法学Ⅲ人権各論(1) 増補 新岡・前
- (35) 西原・前掲(註29・良心の自由)四二七~四二八頁。
- 36 伊藤・前掲(註3)二六二頁、佐藤幸治・前掲(註3)四八六頁、 浦部・前掲(註34)一二九頁など。
-) 西原・前掲(註29・良心の自由)四二六頁以下。
- このような見解を支持するものとして、例えば、高橋和之『立憲主義と日本国憲法』(有斐閣、二○○五年)一四六~一四七
- 39 強制」および「内心の操作」という侵害類型が示されている。 西原・前掲(註29・職務の公共性)七八~七九頁。そこでは、 従来の通説における①形態の侵害に代えて、「内心に反する行為の
- 掲(註26)一二四頁以下。 本文で後述するように、二つの事件を区別しようとする戸波教授も、 侵害という場面では両者を同様に扱っている。 戸波 前

- 法の現在』(信山社、二〇〇五年) 二八七頁以下。 制と教員の内心の自由」法学セミナー五九五号 佐々木弘通「『人権』論・思想良心の自由・国歌斉唱」成城法学六六号(二〇〇一年)二二頁以下、 (二〇〇四年) 四二頁以下、 同「思想良心の自由と国歌斉唱」 司 「国歌の斉唱」 自由人権協会編 行為の強
- では、「教師に対する義務の履行は、校長の職務命令によってなされるので、 かどうかが問題となる」という中立的な形に、 野中俊彦ほか『憲法Ⅰ 第三版』(有斐閣、二〇〇一年) 二九一頁 (中村睦男執筆)。 叙述が変更されている。 職務命令の内容が教師の思想・良心の自由を侵害しな なお同書第4版 (二〇〇六年) 三〇五頁
- (43) 坂田·前掲(註29)六七頁。
- 44 「国歌斉唱強制に対する福岡県弁護士会の警告書」法学セミナー五六二号(二〇〇一年)四七~四八頁:
- <u>45</u> 例原則」の視点が「加味」されたもの、とされている(一三六頁)。 戸波・前掲(註27)一二八頁以下。本文における「厳格審査」の基準はかなり独特で、 アメリカの判例理論に、 ドイツ的な「比
- (46) 戸波・前掲一一六頁以下、一三八頁以下。
- 47 西原博史「『君が代』裁判と憲法」法学セミナー五六二号(二〇〇一年)四一 頁。 しかしこの批判は、 福岡県弁護士会のよう
- 48 に、 西原・前掲(註29・職務の公共性)七九頁以下、 違憲審査の対象を懲戒処分とした場合にのみあてはまるものだと思われる。 同・前掲(註29・良心の自由)四一〇頁以下、 四六一頁以下など。
- (49) 佐々木・前掲(註41・「人権」論)七○頁。
- (5) 佐々木・前掲(註4)・思想良心)三〇八頁、三一一頁、三二〇頁。
- 51) 坂田·前掲(註29)六六頁。
- 証するもの」との二つに分けた上で、 ることの正当化根拠」について、「当該制限の必要性から論証するもの」と、「公的雇用関係に入る際の当該個人の るような人権主張」であるか否かを判断基準としている。 (一)」法学六七巻二号(二〇〇三年)一二四頁以下、 新岡・前掲(註25)七六頁は、「自己の労働力の処分先として自らが任意に選択した……公務員の職務の存在それ自体を全否定す 後者を「違憲な条件の法理」 を参照。 関連して、 同•前掲(註26)七六頁(註54)。 の観点から論じる、 中林暁生 また、「公務員の人権を制限 「『表現の自由』 『同意』 論の から論 可 す
- (53) 米沢・前掲(註13)五九頁。
- と述べているが、 ;がない)、違法な職務命令に対する憲法上の拒否権は、教師の専門職上の自由と教師個人の思想・良心の自由を根拠としている」 土屋・前掲(註14)一二七頁は、「『抗命義務』という表現は必ずしも妥当ではなく(この種の『義務』 この立場は本稿と近いと思われる。 西原教授は、 しばしば「受命の抗弁」 か「抗命義務」か、 論は憲法上の次元とは関 という形で問題を

またある時は子どもの基本的人権を代位的に行使して、さらには場合によっては学習指導要領を解釈しながら具体的なクラスの 拠づけまでには、 西原説とは異なるのではないかと思われるが、受け入れられやすいものとなっている。 ことにならざるを得ないだろう」とする。同・前掲(註2)九二頁。関連して、本稿・前掲(註4)の本文。このような説明は、 設定している。 教育内容の細目を確定する学校教育法で認められた―専門的裁量を伴う―職務権限の独立を主張する形で、 西原教授も、 同·前掲 距離があるのではなかろうか。ここでの「義務」という用語が不必要な混乱を招いているようにも思われる。 「個々の教師が校長の権限行使に対して立ち向かうにしても、 (註29・職務の公共性)八一頁。 しかし、「受命の抗弁」が認められないというところから、「抗命義務」 ある時は自らの思想・良心の自由などを主張して、 防御的な形を取る の 根

から、 の憲法理論体系を掘り崩しかねないのではないか、という懸念が残るように思われる。本註で紹介したような西原教授による説明 徒への人権侵害から保護する教師の義務といった、「国家の基本権保護義務」論本来の場面にも転化するおそれがあり、 述べたような疑問があるだけではなく、いったん「子どもの人権を保護する教師の義務」を肯定すると、他の生徒による、 る国家の義務に関する議論枠組みであるのに対して、 あること 〔信山社、二〇〇三年〕一九三頁以下)との関係は、読者を惑わす点であろう。後者は、私人による基本権侵害から個人を保護す 変化は、このような点をも考慮したものであろうか。 方を否定し、 西原教授が「子どもの人権を保護する教師の義務」を説くことと、 (同、「基本権保護義務論の位相と『平等の法律による具体化』について」樋口陽一ほか編『日独憲法学の想像力 他方を肯定することに、 論理的な矛盾があるわけではない。 前者は公権力による基本権侵害から生徒を保護するための教師の義務である 他方で「国家の基本権保護義務」 しかし、義務という用語を使うことには本文で 論に対して批 西]原教授 ある牛 判的で 上巻

55 ②の論点である佐々木説による類型化思考は明快で魅力的であるが、 憲審査基準論が主張していた当の内容を、実体法の平面に置き直」すことが試みられている、とされる。 する論者の多くは、 の点については、 いう効果が結合されているため、 する場合でも、 の呪縛から人権論を解放する端緒となる」、ともされる。宍戸・前掲(註3)二二五頁。もちろん、比例原則的な発想によって審査 は「懲戒処分」が課された時点ではじめて行使されるのではあるが、「職務命令」には、命令違反には懲戒処分が課されると 本文①の論点については、多くの判例・学説は、まずは職務命令を違憲審査の対象としている。 また、 その具体的な適用のあり方は様々でありうる。 本文五4で若干言及したい。 「『憲法上の権利』 正当化の審査に際してもドイツ的な比例原則の採用に好意的である。そこでは、「従来の憲法訴訟論 職務命令が出されたことが権利侵害となるかどうかをまず判断するということは、 の保護範囲や制約を検討することは、 註3で挙げたような、三段階の「論証図式」の発想を日本においても導入しようと また、 その審査の密度を決定する諸要因は、 やや割り切りすぎているのではないかという懸念もある。 必ずしも審査基準論と矛盾しないとともに、 確かに、 石川·前掲(註3· 審査基準論 法的な意味での 正当である。 による場合 特に違

と大きな違いがあるわけではない。

五 生徒の「思想・良心の自由

1 保護範囲(保護領域

由の保護範囲に入っているという判断を前提しているかのようである。(5) 裁による二3③の判示からは、この点に関する裁判所の見解は読み取りにくい。 ていたが、 原告は卒・入学式における「君が代」 コ コロ 裁判し 京都地裁の判断対象とはならなかった。 の福岡地裁における、 テープの再生は反対する生徒などの思想・ 前述二2⑤の判示は、 「君が代」 これに対して「ピアノ伴奏拒否事件」 を歌えないという考えが生徒の思想 また、「京都君が代訴訟」においても、 信条の自由を侵害するという主張をし の東京地 良心の自

保障していることについては見解の一致がある。 方によって保護されることになるだろう。 ような考えは、 の保護範囲に入る可能性が高いということも、 が代斉唱」 学説では、 を強制されることが自由な思想・良心の形成を妨げるという生徒の考えが、 まず、 次節で扱う「国家の信条的中立性」という客観的法原則と「思想・良心の自由」という主観的権利 九条は大人が既にもつ特定内容の思想・良心だけではなく、 この両者の相互関係ない 学説においては広く共有されている判断であると思われる。 また、「君が代」を歌えないという既に形成された生徒の考えや、 し役割分担については、 生徒の思想・ 個別的判断ではあるが、 後に検討することにした 良心を形成する自 なお、 の双 九条 右の 由 君

ように、「良心を不当に侵害するものではない」という判断を行った。この判示は、侵害がそもそもないという趣旨か、 すること自体が憲法一九条に違反する」かどうかが争点となる場面である。「ピアノ伴奏拒否事件」における東京地裁 ることができる。 (1)のと思われ ものとはいえない」とされていることからすると、 あるいは侵害はあるが正当化されうるという趣旨か、 は、二3③のように、 君が代」 訴訟において、 第一は、「ココロ裁判」原告の主張を援用すると、「卒業式、入学式において君が代を斉唱させようと この論点を判断する必要がないと考えた。これに対して「ココロ裁判」の福岡地裁は、 生徒の思想・良心の自由が侵害されたかが問題とされる場面は、 おそらくそもそも侵害がないという趣旨として受け止められうるも 必ずしも明らかではない。 「指導としての合理的範囲を逸脱 大きくは二つに区分す する

難しい」。この考え方は、 判断についても、 ないとは、 61 「内心の状態あるいは内心で抱いている思想・良心の内容を推知されない権利」がその内容としてきたことに対する批 ないところでは、 ということが、子どもたちに伝わっていなければならない」ということ、③「いじめられたくなければ歌わざるをえ かし 学説においては多くの議論がなされてきた。まず、 いという状況を国家権力の側が利用することは許されない」、ということである。これらの条件が十分にみたされて 「それ以上に、 ①「歌わなくても不利益が課せられない、 次のような西原説が注目に値する。 「儀式の挙行自体が、思想・良心の自由を侵害する違法な強制を含むものとして、 良心的な決断をする必要がない状況まで、 既に四2でも触れたように、従来の通説が、「沈黙の自由」を一九条が保障すると解した上で、 この場面における生徒の思想・良心の自由に対する侵害の 制裁がないということ」、②「歌いたくなければ歌わなくても 生徒に「君が代」斉唱が強制されれば一九条に違反する。 個人の権利として憲法上保障されていると考えるのは 憲法違反となる」。 強制 が

のか」。この考え方によると、 決断を迫られない自由はあるのではないか」。 ので、 正人教授は 教授に対して、 歌を歌うことに対し 判であった。 しての沈黙の自由に対する侵害となる、 自由を意味しない ょ って特定の思想の持ち主であることの表明を強いられることになるからだ」と考えてきた。(@) 自分の良心を貫くことはできない およそ次のようにいう。 従来の 従来の通説側からは、 と書 通説 て思想的に反対する人間が不起立、 か は、 ħ ていますが、 「『君が代』 卒・入学式に「君が代」を組み込むことがそもそも、 「西原さんは、 とりわけ生徒を主体とした場合に焦点を当てた反論がなされ というわけである。 斉唱が憲法上許されない かも それはかなり強い しれ 子どもたちを ない。 憲法上の自由権は、 不斉唱という特別な行為を採らざるを得なくなり、 人間像を設定されている」。 「日の丸・君が代の問題で試練に立たせなけ ・良心の自由の一 のは、 みずからが自由権を行使する市民 『君が代』 部として、 斉唱が挙行されることにより、 生徒の思想・良心の自 「しかし、 むやみや この構成を批判した西 たらと良 人間 てい というの る。 的 れ 由 心 例えば 勇気 <u>の</u> ば そのことに は弱 け 内容と か づ な 41 ら 市 原 0 た

の場 Ł に される。 はなく、 よる③要件のように、 お ら儀式に また、 のに広げ」 ۲V 新 強 て君が代斉唱部分を含めること自体が違憲だ」とすることは、 制 へと移行されていることにある。 おお 具体的 『国歌の斉唱』 西原説を がある」、 ける君が代斉唱部分が違憲だ」、 て捉えることは、 には、 「強制」 という解釈論が提示されるのである。(8) 「卒業式 歌わないことに対する 行為が行われるその時 とは何か」という観点から攻撃するのが佐々木説である。 西原説による③要件と変わりはない。 (入学式) において本当は歌い さらには か 事後的 しこの相異は、 その場所において な不利益措置」 「学校側 この考え方でも、 たくない から 後述するように、 の説諭が 「強制論としては無理がある」。 『強制』 を 違いは、 のに 法的なも 周 なかったことを捉えて卒業式 の要素を見出していくアプロ 斉唱の 囲 判定の基準が に さほど重要では あ 0 強制を わせて から事 それによると、 国歌 実上のものに広げる」 「事後」 法的 な を斉唱す な その上で、 ひり から ₽ 「いじ 0) 佐 から |々木説 「その] (入学式) めが チ 事実上 西原説 の特徴 ある 時 が の そ で か

して「起立」、「斉唱」を強制することは後者にあたるとされるのである。(盤) はむしろ、前節で紹介したように、 強制」 型と「自発的行為の強制」 型に区別したことにあった。そして、 思想・良心の自由に対する「外部的行為の強制」 卒・入学式の「君が代」斉唱に際し生徒 型の侵害を、 さらに 「外面: 的 行為

制 え、 どうかという争点を、 西原説や佐々木説は共に、 型と「自発的行為の強制」 かつその場合には儀式自体が違憲無効とされるとすることも共通である。 しかしまた、 儀式への「君が代」斉唱の組み込みの仕方によっては生徒の思想・良心の自由を侵害することもあり 「基本的には、 市川教授を始めとする従来の通説が重視する、卒・入学式に「君が代」 型という侵害の類型化を結合させるかどうか、 民主的な手続のもとで学校として決める、 侵害の有無をい 対立点は、 政治的プロセスの問題」 その判断に かに捉えるのか、 斉唱を組み込む 「外面的行 だと考えて といい の か

た点にある。

徒の思想・良心の自由に対する侵害の有無を、 ということになってくる。 財務会計上違法であることをいう一つの論拠としていた。 京都君が代訴訟」 生徒やその親が訴えを提起しないのであれば、 の原告は、 これが次の特有な第二の形態の誘因である。 「君が代」斉唱自体が生徒の思想・良心の自由を侵害することを、 従来の通説型によってであれ、 教師の職務命令違反が問題となった事件のなかで、 しかしこのような訴えの仕方がなかなか認められない 西原・佐々木説型によってであれ、 テープ費用 第三者である生 0) 支出 となる

が代を歌うことができないという児童、 (2)とを強制することによって、 に対して「君が代」 「君が代」訴訟において、 と主張されることがある。 斉唱に際する「起立」「斉唱」「ピアノ伴奏」 君が代を歌うことが当然であるという状態を作り上げることは、 生徒の思想・良心の自由が侵害されたかが問題となる第二の場面としては、 ここでも「ココロ裁判」 生徒の起立しない自由又は歌わない自由を侵害するものであるから、 の原告の主張を借りると、 などを強制することが生徒の思想・ 「教職員に対し、 思想、 良心に基づいて君 良心の自 君が代を歌うこ 例えば 児童、 由を侵害 教員 生

なるから、 徒の起立しない自由又は歌わない自由を保障する具体的措置がとられない 主張を退けてい 自由に対する侵害とはならない、 対して、 的 否事件」 て斉唱することを強制することはできず、 に実施さ 「ココロ の原告が、 れて 本件職務命令は違法だという主張をしていたのも、 裁判」 ζĮ 「君が代」斉唱が子どもの思想・良心に対する侵害とならないような措置がとられないまま、 る状況下で、「『君が代』 の福岡地裁は、二28のように、 とした。 また「ピアノ伴奏拒否事件」 本件職務命令は違法である」 斉唱のピアノ伴奏をすることは、 教員に対して職務命令を出したとしても生徒の 同じ方向での理論構成である。 の東京地裁も、 かどうかが争点となってい 限り、 子どもに対する強制に手を貸す手段_ 個人原告ら教職員に対しても、 二3③のように、 このような原告の主張 . る。 ーピアノ 簡 思想 単 に 伴 起立 良心 原告の 強制 奏拒 と 0

条なの 構成をとるようになってい されるからであ か 国歌の指導に反対するのは、 しても違法性が阻却される、 わって一九条侵害を問題としている、 兀 |原説は だと思わ おそらく前述のような原告側の れる。 Ž₆₆ という想定をした上で、「子どもの人権を保護する義務を行使する」 し かし最近の る。 という論法である。 多くの場合、 前者の構成は、 西原説は、 と位置づけられるものと思わ 自分一人の良心の自由が関わるからではない。 主張を、 前記(註54で見たように、 この際に教師が援用する法的な根拠条項は明示されてい より理 (註26)の定式を用いると、 論的な形で定式化しようとするものである。 「子どもの基本的 れる。 教育公務員たる 人権を代位: 教師 子どもたちの基本的 0) 活 的に行使」 教師』 勤 は 教 職 の な 立 師 すると 務 LJ 場 が、 命令に反 人権 が 玉 に が侵 旗 か う 九

職務命令は そ 『教師』 れぞれ学校教育法二八条および憲法九九条だと考えられ L か の職責」 教師に対するものであるのだから、 さらに が侵害されたとする見解である。 別 の 構成も提唱され 7 ζĮ . る。 これに対する義務免除もあくまで 例えば、 この見解にお てい 当該職務 るようである。(68) いり て「独立した職務権限」 命令によって、 ま た前節 「個人としての」 『教師』 で触 ゆ n の たように、 「職責」 独 立 教師 し た職 の 0 法的 教師 権 務 利 論 根 権 に 0 対 拠 限 な する GR. か

で処理すべきだという論理も当然にあり得るはずである。

3 正当化

題とはなっていない 害 (1)「がない、 本稿で扱っている裁判例は、 という立場のようである。 生徒の思想・良心の自由に対する侵害の有無について判断していないか、 したがって、 侵害があった場合にそれはいかに正当化されるの か、 はそもそも あるい は侵

(2)

われる。 自由 害となる、とされる場面である。ここではさらに場合が分かれる。 によって違憲審査に関してこのような違いが生じるのであれば、 約の法理が妥当する」。 内心の望まぬ外部への結果的表出に、 た。この立場は、 み入れ方の如何を問わずに、 沈黙の自由」) の積極的な内心の外部的表出は、 学説ではいかなる議論がなされているか。ここでも前述した二つの場面に分けて論述する。 の下で絶対的に保護されなければならない」。これに対して、「敬礼・斉唱しないという選択のできる しかし、 は、 の枠組みでまず中心的に扱われるべきは、『日の丸』『君が代』に敬礼・斉唱できない・ 卒・入学式において「君が代」に際して起立・斉唱すること自体が生徒の思想・良心の自由に対する侵 「沈黙の自由」は絶対的に保障され、侵害があればすべて正当化されえない、と考えているものと思 基本的にはこの立場を基礎としながら、 つまり、 組み込まれているだけでそもそも「沈黙の自由」に対する侵害がある、 後者では、 どのような憲法上の保障を及ぼすか、である」。これは 他者の存在を前提としているから、 何らかの形での正当化の議論がなされることになる。 さらに類型化を試みる見解もある。 訴えを起こす者はすべて前者の問題として主張するで 一つは、従来の通説のように、「君が代」 無制約ではなく、『表現の自由』 「憲法 「憲法一九条 かし、 とする論法があっ 『弱い個 九条の に対する (とりわけ 斉唱 一強 人の 『沈黙 ζý 個 0

判断 を組み込んだ制度が 説では、 形で制度的に構築することなく『君が代』 に満たされていない 自由に対する侵害は生じない。 害は正当化されることはない、 に君が代を歌う行為と衝突するような内面を持っている人に限って、 心的行為の自由」 する者に対しては、 み に対しても) る違法な強制を含むものとして、 自発的行為の がなければ、 の手段として、 国歌斉唱を卒業式に含めるという儀式全体は有効なものとして維持される」。(マス) ප් n 「外面的行為の強制」 る儀式は正当化されえず、 斉唱への参加が本人の自発的意思に基づくものであることを確保する条件」 違 強制 憲無効となる」。 儀式の挙行自体が侵害となり、 この思想的・良心的行為の自由に対する制約が正当化される場合はあり得る」。(ヤロ) も絶対的に保障されるわけではない。 西原説や佐々木説では、 『君が代』 構築され 所では、 型の侵害が た後、 違法な強制状態が発生することになる。 型の侵害があれば、 斉唱が強制されてはなら」ず、 西原説では、 と考えられているようである。 このように、 あれば、 憲法違反となる」。 「『君が代』 その効果として儀式自体が違憲となると考えられるのに対し、 「公権力が、 斉唱が行われれば、そうした儀式の挙行自体が、 儀式に 「不参加選択の期待可能性と、 両者ともに二つの場面 斉唱が自らの思想・良心を侵害するとの立場を採り、 それが正当化されることはない、 「この場合は個別的な『衝突』審査を行い、 「君が代」 つまり、 自発的行為を強制することは憲法上許され 「どうしても公権力が実現しなければならない が 制度の構築の場面で、 個別的に免除が認められる。 組み込まれているというだけでは、 また、 を分けた議論をし、 児童・生徒が不参加を選ぶ可能性を十分に整っ 個別的免除が認められる、 「その効果としては、 不参加可能性の通知という二つの と考えられている。 生徒の思想 思想• とされ、 良心の自由を保障する仕組 方では侵害を生ぜ その強制が全体として 思想・良心の自由を侵害 しかし、 内面 良心の ということなのであ 「これらの な な い₇₄ これに対して佐々木 生徒 四の深 もう ح その蓋然性 そのような仕 目 0) Įλ 0 自 方では侵害 思想 レベ 的 「思想的 `条件; 由に 0 を果たす |基準| L 類 ルで実際 対 め が十分 良心 を申 する 組 0)

良

み

あろう。

この類型が

内心のありかたを基準としているように思わ

れるだけに、

その判断は難しくなるのでは

な

が

の

た

す

侵

厳格な審査を経て正当化される可能性があり、正当化されなかった場合の効果も個別的免除とされていることは共通 しかし大きな違いは、 繰り返し述べているように、二つの場面の区別の仕方にあった。

ため、 しても、 自由の侵害となる、 (3)第二は、卒・入学式において教員に対して、「君が代」の起立・斉唱を強制することが、生徒に対する思想・良心 ここで再言する必要はないであろう。 基本的には教師 とされる場面である。ここで援用されるのは、「個人」としてか、「教師」としてかの違い の思想・良心の自由であったから、 侵害の正当化に関する議論は前述した四3と重なってい は あるに 0)

4 小 括

ないため、 (1)るものと思われる。これに対して、生徒への「君が代」に際する起立・斉唱の強制が正面から争われた裁判例が存在 もちろん個別的な審査が必要ではあるが、一九条の保護範囲に入る可能性が高いという理解は、 グマーティクの でもそれらを、 「君が代」 裁判所の見解は必ずしも定かではない。 強制と生徒の思想・良心の自由に関する裁判例や学説の立場も、 裁判例や学説が必ずしも意識してはいない、「保護範囲・侵害・正当化」というドイツにおける基本権ド 「論証図式」を用いて整理することを試みた。 まず、 生徒の「君が代を歌えない」という考えなどは 様ではなかった。 学説では共有されて 前節と同じく本節

(2)や懲戒処分が出されていることから、 これに対して生徒に関しては、 されていないという事情によるものと思われる。 「君が代」訴訟において、前節で確認したように、 見解の分かれは主に侵害の審査の段階で生じている。 侵害があることは明らかであるのに対して、 教師については主に正当化審査の段階で見解が分かれ 生徒についてはそのようなことはな これは、 教師につい ては 7 ζĮ た。

斉唱の 対し が取りこぼされることになるという趣旨の批判も有力にある。 な る に対する侵害となると考えるか、 のように、 「この問題を沈黙の自由として捉えると、 か、 て歌うなと要求する権利を含んでいない」と言わざるを得ないように思われ 組み込みは違憲ではなく、 に ζý あった。 卒 • なる場合に、 たくない者の思想・良心の自由も、 入学式で この争点については、 生徒の思想 「君が代」 良心的な決断をする必要がない状況まで個人の権利として保障されて あるいは西原教授や佐々木教授のように、 斉唱を行うこと自体が、 良心の自由に対する侵害が生じるのか。 西原説のように 歌いたくない側の立場が特権化されてしまう」ということはや 自分一人が歌わずにすむ環境が保障されればそれで充足され 「強い個人」 生徒の思想・ このような見解の意図するところはよく理解できる を前提として考えると、 良心の自 生徒に対する強制がない 学説における対立点の一つは、 る₇₈ 由 の 内容としての 弱い 個 形での は 沈 は い 黙の の人権 ない り無視 「君が 市川 他 自 と考え が、 でき 代 者 由

通性が それ 歌 る。 (3)ことができるのかについては、 る提案も特に否定されるわけではない 佐 たとは言え」 々木説で否定され わ シせる」という案が提唱されている。 西原、 といえるように思 が受容されているのであれば、 第二に、 ある。 佐々木両説に どのような仕方であれば卒・入学式に「君が代斉唱」 ない、 し かし、 という批判がある。 てい 何が侵害となる強制か、 わ るの n お る。 クフ かは定か ては強制を 見解 他 方西 この見解におい が一 原 では であろう。 この提案に対しては、 致していない。 説 西原説で提唱されている、 「法的なもの ない に お どうすれば憲法に反しない形で卒・ が、 ζý 7 ても、 ŧ 合憲的な から事実上のものに広げ」て理解するという方向 要点は参加の自発性の 例えば佐々木説では、 『刺激』 「君が代斉唱 『刺激』 を組み込むことができるのかという点に の受容段階での選択可 事 前の通知と不参加可能性の告知と の受容段階での選択可能性が制 の組み入れ 確保だったのであるから、 同調圧力が働 入学式に 0 能性」 ためには かない 「君が代斉唱」 は 必要な要素であろう。 ように 制 性 度的に保障 度的に保障さ 佐 いう要件 に 「着席の 位木説 を組り うい うい み込 7 7 の され まま は共 で

やその親であろう。

しかし、

生徒に対する「君が代」

という点にあった。

を裁判で争うことができるか、

(4)

学説に

おける対立点の第三は、

生徒の思想

・良心の自由に対する侵害があるとした場合、

٧J

かなる理論

構成でそれ

生徒の思想・良心の自由侵害を主張すべきは、

の強制はこれまでのところは間接的な形でなされ

権利の主張が問題となる場合は実はそれほどない」という一権利の主張が問題となる場合は実はそれほどない」という一種 者の憲法上の権利の主張のほとんどは自己の憲法上の権利侵害の主張として」 成立している必要はないということになるだろう。 教師の思想・良心の自由の問題として考えるべきであると思われる。 う構成をとるようである。 て、 なおこれらの構成におい 3で触れた「並存説」 のである。 入れることを否定する必要はない。 の思想 しても違法性が阻却される、 なされてきた。 徒や親がそれを直接に争うことはされていない。そこで、 かし 良心の自 が第三者である生徒の思想・良心の自由に対する許されない侵害の存在をも引き合いに出すという形の そのような構成をとらず、また「個人としての」 また法律改正で削除 違憲 学説における代表的な見解は、 由を守るためになされたものであることが証明できる場合にまで、 違 を前提とすれば、「教師の職務権限」といった法律レベルの規範を根拠に争うことが可能であろ 法 ては、 の理由として、 匹 と論じていた。 .4で言及したように、 教師に対する職務命令の有効性を否定する際には、 ・修正できない 現在の憲法学において、 第三者の権利侵害を主張できることは、 この見解は、 「子どもの人権を保護する義務を行使する」教師の活動は職務命令に反 「教育の自 教師に対する職務命令や懲戒処分は、 しかしながら、 曲 本稿で扱ってきたような教師に対する懲戒処分の事例 最近では、「子どもの基本的人権を代位的に行使」すると 公権力の行為と自己の権利・利益の関連性が立証されて 教師の思想・良心の自由にも拠らない場合に、 般論における指摘は、 という憲法上の規範を根拠にすることも考えら 教師が職務命令の有効性を争おうとする際に教師 しかし、 処分対象となった教師による行動 構成でき、 広く承認されてい ここでも当てはまるように思われ 必ずしも生徒に対する一九条違反 生徒の思想・ 基本的には 「純然たる第三者の憲法上 良心の る。 個人としての」 ただし、「第三 自 教師 由 が生徒 主張 は、 に おお \equiv る が

生徒

第一次的に

てい

るた

生

そういうわけでもない。 (8) 定できないと考えるのであれば、 教育の自 なりを援用することとなる。 そうすると、 直 を援用することが 問題は、 むしろ、 「教師としての」 本稿で見てきたように、 生徒の思想 「思想 良心の自由」 思想・良心の自由という観念が成立しうるかどうか、 良心の自由を守るためになされる教師 を援用するよりもより強力な議論となるかというと、 「思想・良心の自由」 論のほうが蓄積が多い の行為は、 職 にある。 る。 務 %権限」 とも言えそうで これ 必ずしも なり は 想

想• でいるということである。 (87) 見たように、 傷つけることなく、 型化は、 当化されなかった場合の効果について大きな差異が生ずるにもかかわらず、 思 (5)となしうるかということには、 会的意味付けの次元」で決せられるとされている。 の わ ñ 思考に基づくものであろう。 良心の有り様と見事に切り離して行動することが」できるのか、 第四に、 た。 「個人として『君が代』 佐々木説における 正当化 最近の通説的見解が、 その職務上の行為に携わることができる」という想定の下でなされているが、 の段階における見解 「外面的行為の強制」 いまだ疑問の余地が残されているように思われる。(&) にけっしてコミットする行為を行いたくないという信念を持ってい 逆側から表現すると、 定の範囲で外部的行為をも内心の自由の保護範囲に含めようとしていることと同 の違 い は、 主に、 しかし、 型と「自発的行為の強制」 佐々木説は内心と外部的行為の二分論により忠実な側面も含ん 「侵害」 このどちらの類型に該当するかによって正当化の難易や正 につい という疑問も出されてい ての この区別を結論の先取りではな 類型化 型の区別は、 また「外面的行為の強制」 という問 内心の問題ではなく、 |題と連| る。 る。 86 この批判 果たして「自己の思 ても、 動 てい その信 LV と 形で判然 るように 前 い う類 節で

仕方が審査される。 生徒やその親が、 ては西原説が それが合憲的であれば次に、 生徒の思想・ むしろ素直な構成であるように思われる。 良心の自由に対する侵害を争点とするという最も典型的な事例においては、 個別的免除が認められるかが審査される。 つまり、 まず、 卒 入学式 への 生徒の思想 「君が 代 良心の自 の 組 判断 み込 枠組 由 み

56

もし本文のような理解が適切であるとすると、

- 対する侵害の正当化は、 職務命令に従う義務などが課せられている教師と比して、 当然より難しくなる。
- 57 説明するのか、という問題がでてくるはずである。 例えば、西原・前掲(註29・良心の自由)一一一頁以下、佐々木・前掲(註41・「人権」論)五六頁、 新岡・前掲(註27)二四五頁

同判決が教師に関しては同様な考えを保護範囲外としたこととの関係をいかに

- 二五〇頁以下、佐藤幸治・前掲(註31)四八五頁、 阪本・前掲(註33)三〇五~三〇六頁など。
- 58 当然の前提には、そのような考え方は一九条の保護範囲に入っているという判断がある。 形成を妨げると感じる児童・生徒やその親がいた場合、そうした者に対して強制を貫徹することが憲法一九条に反する」と述べる 例えば、西原・前掲四三六頁が、「『君が代』斉唱を強制されることが自らの思想・良心を破壊し、あるいは自由な思想・良心の
- 59 西原・前掲四三六頁以下、浦部法穂ほか編『いま、憲法学を問う』(日本評論社、二〇〇一年)二四九頁以下
- 60 西原・前掲四二六頁における、従来の通説についての説明による。
- $\widehat{61}$ 浦部ほか編・前掲(註5)二五一~二五六頁(市川正人発言)。
- 62 激』に接する前に、それを回避・拒否する権利が保障されなければならない」という思考から、「『君が代』斉唱は、 において、違憲の問題(憲法一九条違反)を生ずる」と論じているのは、 よる一面的な特定のイデオロギーの注入行為であると考えられ、「『刺激』の受容選択の自由」を奪われたすべての子どもとの関係 関連して、註80の本文を参照。 新岡・前掲(註27)二五二~二五三頁が、子どもたちは「自己の思想・良心形成の素材として必要かどうかの選択の自由が保障さ 一旦、不適格・不必要な『刺激』だと判断した場合には、『刺激』の提供を受ける前に、 本文で紹介した市川説と基本的に同旨の立場だと思われ あるいは、そのような不必要な『刺 国家=学校に
- $\widehat{63}$ 佐々木・前掲(註41・思想良心)三〇二頁以下、三一七頁以下。
- $\widehat{64}$ 道実技拒否事件」が挙げられている。同・前掲(註41・「人権」論)四六頁以下。 佐々木・前掲三○一頁以下、三一七頁以下。生徒に対する「外面的行為の強制」 の例としては、二〇条の問題ではあるが、 剣
- 65 浦部ほか編・前掲(註5)二五二頁 (西原発言)、 佐々木・前掲三一九頁。
- $\widehat{66}$ 西 原 • 前掲(註29・良心の自由)四六一頁
- 67 西原・ 前掲四六二頁。本稿・註54
- 68 新岡 前掲 (註25)七二~七五頁。

- 69 この点については本文4で後述する。
- $\widehat{70}$ 新岡・ 前掲(註27)二五〇頁。
- 72 71 西原・ 西原・ 前掲(註2)四三九頁
- ているが、これについては後に触れる。 前掲四三二頁。本文で紹介したのは主観的権利に かかわる議論であり、 これとは別に客観法レヴェル でも議論 がなされ
- $\widehat{74}$ 佐々木・前掲三一一頁。

73

佐々木・前掲(註41・思想良心)三〇三頁。

- 75 $\widehat{76}$ 佐々木・前掲三一一頁。 米沢・前掲(註13)五五頁。
- 78 77 西原・前掲(註29・子どもたち)二九頁以下。同旨、大島佳代子 新岡・前掲(註27)二四八頁以下。この見解については、 本稿・註70の本文、 「学校における子どもの人権」 および註33における阪本説についてのコメントをも 高見勝利ほか編 『日本国 憲法の

再

- 79 検討』(有斐閣、二〇〇四年)六八頁、米沢・前掲(註13)五五頁。 佐々木・前掲(註4)・思想良心)三一八~三一九頁。
- 80 新岡·前掲(註27)二四五頁。
- 81 市川正人「憲法訴訟の当事者適格・再論」米沢広一ほか刊行代表『佐藤幸治先生還暦記念・現代立憲主義と司法権』 一九九八年)六七〇頁。 (青林書
- 82 不在」 は おいては、 る職務命令には、教員に服従義務がない」という理論構成を提唱している。また、国立市立第二小学校の「ピースリボン裁判」に ない、と思われる。 『自由』を奪わないで!」週刊金曜日五九八号(二〇〇六年)九頁。人権論による理論構成と「教師の職務権限」「服従義務 その他、 「教師の職責」 原告側は「教師の職責」を正面に出した主張を行っているようである。佐久間真弓「ピースリボン裁判―子どもたちか 佐々木・前掲(註41・思想良心)三二〇頁は、「人権」論ではなく、「生徒に対する憲法一九条違反の行為を行うよう命じ による理論構成の優劣は、 現在のところ定かではない。 いずれにしてもそれぞれは相互に排他的なもので 0
- 教師が公権力によって特定の意見のみを教授することを強制されないこと、教授の具体的内容および方法につきある程度自由な裁 ついては、必ずしも十分な議論がなされてきたとはいえない」と指摘した上で、学テ判決では、 大島・前掲(註78)六九頁以下は、「教師の教育の自由が、具体的にどのような内容をもち保障の範囲はどこまでかという論点に 「教師の教育の自由の内容として、

制されない限りは、教師の教育の自由の侵害があったとみなすことはできない」と論じている。 量が認められた」と理解する。そしてそこから、「日の丸・君が代について、教師が公権力によって特定の意見のみを教えるよう強

- ないという責任感の下、国歌を立って歌えない教師」が何人もいる、としている。「教師としての」思想・良心の自由という観念 う意味なら、『個人としての良心』と何ら変わる所はない」と述べている。この文章は、そのまま教師にも置き換えうるであろう。 しかし他方、同・前掲(註29・子どもたち)七頁は、「個人としては『君が代』大好き」だけれども、「子どもたちを守らなければなら 西原教授が裁判官に関して論じたように、実際上不要であり、また人権理論上は混乱を招きかねないものと思われる。 西原・前掲(註20・良心の自由)四一三頁は、「『裁判官としての良心』という定式が、『裁判官である自分を意識した良心』とい
- のではないか、と思われる。 発的行為の強制」型で行くのか、「外面的行為の強制」型で行くのか、という問題設定をしている。同・前掲(註41・思想良心)三一 がない」と説かれる。そして続けて、「この場合には、生徒に対する憲法一九条違反をまず論証しなければならない」として、「自 一頁。しかし、この二つの区別が「社会的意味付けの次元」で決せられるのであれば、 佐々木説では、註81で触れたように、「生徒に対する憲法一九条違反の行為を行うよう命じる職務命令には、教員に服従義務 そのような問題設定はそもそも生じえない
- (86) 新岡・前掲(註26)六八~六九頁。
- ではないか、と論じた。従来の議論においては、例えば、謝罪広告事件に関する最高裁判決の田中耕太郎補足意見が、カント哲学 なのだろうか。 礎づけをあえて行わず、実際上の効果に着目する思考をするところに、憲法学における最近の通説的立場の妙味があるということ 言語哲学に依拠しながら、二分論を採用している。同、『憲法理論Ⅲ』(成文堂、一九九五頁)八頁以下、三○頁以下。哲学的な基 に依拠しつつ、この二分論を採用していた。最大判昭和三一年七月四日、民集一○巻七号七八八頁以下。 本文四4において、内心と外部的行為の二分論を部分的に修正しようとする最近の通説的な見解には哲学的な基礎づけが必要 近年では阪本昌成教授が
- 88) 大島・前掲(註78)七二頁

(未完